

令和6年3月28日

30年中間貯蔵施設地権者会様

環境省

2024年1月12日付け貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」に対する回答について

- 1 伊藤大臣からは、「環境省の取組について御理解をいただけるよう、丁寧に説明を行うように」との回答をいただいている。
- 2 本説明会の出席者については、当事務所にて適切に判断いたします。
- 3 御意見としてうけたまわります。
- 4 御意見として受け止めますが、当日のタイムスケジュール及び貴会からの「質問・意見・指摘・要望等」からも時間は十分確保されていたものと認識しています。
- 5 頁番号の誤りについて以降注意します。

- 1 口頭回答のとおりです。なお、補足として、双葉町側は受入・分別施設の基礎部分は、撤去し現在は埋め戻しをしています。
- 2 口頭回答のとおりです。なお、民間貯蔵ではなく民間処理になります。
- 2-2 口頭回答のとおりです。
- 2-3 口頭回答のとおりです。
- 2-4 御意見としてうけたまわります。
- 2-5 環境省として適切な廃棄物処理を行うとともに、中間貯蔵施設内の管理をしっかりと実施してまいります。
- 3 震災後に埋立を再開した際のクリーンセンターふたばの容量は28万m<sup>3</sup>であり、双葉郡内の住民の日常生活に伴って生じたごみその他的一般廃棄物及び双葉郡内において実施されるインフラ整備等の各種事業に伴って生じた産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の合計で10万m<sup>3</sup>を、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って行う被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物で18万m<sup>3</sup>を埋め立てる方針です。
- 3-2 富岡町にある特定廃棄物埋立処分施設では帰還困難区域を除く対策地域内廃棄物等、福島県内の指定廃棄物（以下特定廃棄物）を2023年10月末に埋立を完了したところ。引き続き2027年11月頃まで双葉郡8町村の生活ごみの埋立を行います。
- 4 口頭回答のとおりです。
- 5 欠番
- 6 口頭回答のとおりです。
- 7 口頭回答のとおりです。

- 7-2 口頭回答のとおりです。
- 8 口頭回答のとおりです。
- 8-2 「一方的な押し付けではいけない」については御認識のとおりであり、認知を広めるとともに、対話を通じた理解の深化も図っていきたいと考えております。
- 8-3 口頭回答のとおりです。
- 8-4 各種数値の意味するところについては、以下の URL をご参照ください。  
<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo/r4kisoshiryohtml.html>
- 9 口頭回答のとおりです。
- 9-2 口頭回答のとおりです。
- 9-3 口頭回答のとおりです。
- 10 2024 年度を戦略目標として、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないいくつかの選択肢を提示することとしております。
- 11 口頭回答のとおりです。
- 11-2 口頭回答のとおりです。
- 12 口頭回答のとおりです。
- 12-2 特にコメントはありません。
- 12-3 口頭回答のとおりです。
- 12-4 県外最終処分に向けては除去土壌の量を減らすことが重要であり、そのために再生利用等の取組を進めてまいりたい。
- 12-5 口頭回答のとおりです。
- 12-6 口頭回答のとおりです。
- 13 以下リンク先のとおりです。  
<https://fukushima.env.go.jp/content/000193788.pdf>
- 13-2 ①②仮設焼却施設や受入・分別施設等の環境省が整備した施設の解体により発生した鉄くずについては表面線量率等を測定し、汚染の程度が低いものは順次売却することとしています。  
③④⑤これら鉄くずの売却については、廃棄物処理法や放射性物質汚染対処特措法等の関連規定に基づき適切に実施されています。なお、解体時の鉄くずの持ち出しについては、例えばこれまでに売却した受入・分別施設の鉄くずの表面線量率は  $0.04\mu\text{Sv}/\text{h}$  程度です。
- 14 行政文書開示請求及び審査請求については、適切に対応しているところであり、今後も同様に対応してまいります。
- 15 令和4年の開示決定の後、前年と類似した内容の開示請求があったことから、より請求の主旨に整合した開示決定とするため調査分析結果及び意見書を提出したものです。
- 15-2 専門家である不動産鑑定士の調査分析結果及び意見書に関する事で、コメントは差し控えさせて頂きます。

15-3 引き続き正常な地代にて補償します。

16 専門家である不動産鑑定士の鑑定結果に関する事で、コメントは差し控えさせていただきます。

17 専門家である不動産鑑定士の鑑定結果に関する事で、コメントは差し控えさせていただきます。

17-2 専門家である不動産鑑定士の鑑定結果を踏まえ決定しています。

17-3 そのような事実はなく、用地補償の考え方については、これまで回答してきたとおりです。

17-4 17-2 と同様の回答です。

18 これまでに回答しているとおりです。

以上